

# 公 告

契約担当官  
航空自衛隊第5航空団  
会計隊長 越智 靖彦



下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

## 記

### 1 入札に付する事項

- (1) 件 名 定期の健康診断1, 500件 外7件
- (2) 履行場所 航空自衛隊新田原基地
- (3) 履行期間 契約締結日～令和8年3月31日
- (4) 契約方法 単価契約

2 入札日時 令和7年5月14日(水) 10時00分

3 入札方式 一般競争入札

4 入札場所 航空自衛隊新田原基地司令部庁舎1F入札室

### 5 参加資格

- (1) 令和7・8・9年度の資格審査結果通知書(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- (3) 防衛省 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された単価に各予定数量を乗じて計算した金額の合計(予定総価)額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金 入札保証金:免除、契約保証金:免除

8 契約書等作成の必要の有無 有

9 説明会 なし

10 契約条項を示す場所 航空自衛隊新田原基地会計隊契約班及び新田原基地ホームページ

11 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約条項の委託契約条項、保有個人情報等の安全管理等に関する特約条項及び適用契約条項の関係条項による。

### 12 その他

- (1) 第5項の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された単価に予定数量を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することとする。
- (3) 入札参加希望者は、下記連絡先まで一報の上、入札開始前までに資格審査結果通知書の写しを会計隊契約班に提出すること。(FAX可とする。)
- (4) 入札に代理人が参加する場合は、委任状(随意様式)を提出すること。
- (5) 郵便入札を可とする。その際は、入札日前日必着(土日祝日を除く。)とする。
- (6) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

〒889-1492 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581  
航空自衛隊新田原基地 第5航空団会計隊契約班 担当: 川内  
TEL 0983-35-1121(内線)5738 FAX 0983-35-1805(直通)

# 入札書

令和 7 年 5 月 14 日

契約担当官  
航空自衛隊第5航空団  
会計隊長 越智 靖彦 殿

〒

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

貴通知・公告に対し、入札及び契約心得・契約条項等承知の上、上記のとおり提出します。

履行期間：契約締結日～R8.3.31

履行場所：航空自衛隊新田原基地

## 内 訳

品名(件名)	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額	備 考
定期の健康診断	仕様書のとおり 身体計測	件	1,500			
定期の健康診断	仕様書のとおり 尿検査	件	1,500			
定期の健康診断	仕様書のとおり 血算検査	件	1,300			
定期の健康診断	仕様書のとおり 生化学検査	件	1,300			
定期の健康診断	仕様書のとおり 採血料	件	1,300			
定期の健康診断	仕様書のとおり 血圧測定	件	1,300			
定期の健康診断	仕様書のとおり 心電図	件	1,300			
定期の健康診断	仕様書のとおり 乳がん検診	件	70			
	以下余白					

\* 同等品で見積もる場合、あらかじめ同等品確認申請書により確認を受けるものとする。

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	定期の健康診断	5空団LPS-M00011
		承認 令和 5年 4月25日
		作成 令和 5年 4月25日
		改正 令和 7年 3月27日
		改正 令和 年 月 日
作成部 隊等名	衛生隊	
1 総則		
1.1 適用範囲		
本仕様書は、航空自衛隊新田原基地における定期の健康診断について適用する。		
1.2 関連文書		
1.2.1 労働基準法（昭和22年法律第49号）		
1.2.2 航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達（昭和60年10月14日航空自衛隊達第26号）		
1.3 一般事項		
本契約に関する全責任は、契約の相手方が有する。		
2 役務に関する要求		
2.1 役務の内容		
定期の健康診断		
2.2 実施項目		
実施項目は、調達要領指定書で指定する。		
2.3 履行場所		
航空自衛隊新田原基地		
2.4 実施要領		
a) 契約の相手方は、善良な管理者の注意をもって本役務を行うものとする。		
b) 検査方法、結果判定基準、健康診断結果作成方法等、本役務実施に係る詳細事項の意思疎通を図るため、官側担当者と契約の相手方担当者による事前打合わせを実施するものとする。		
c) 本役務の実施日は、官側担当者と契約の相手方担当者との調整によるものとする。		
d) 契約の相手方は、適宜、実施計画書（実施体制、実施会場の使用方法、検診車や検査器材の搬入方法、検査及び測定の手順等）を作成し、検査官に提出してその承認を受けるものとする。		
e) 契約の相手方は、役務履行に必要な人員を派遣し、適正に配置するものとする。		
f) 本役務を行うために必要な器材、医薬品及び消耗品は、契約の相手方が準備するものとする。		
g) 本役務は、契約の相手方の検診車及び官側担当者の指定する場所において実施す		

分類番号：E-10-124

作成年度：2024年度

保存期間：5年

枚数：3枚

保存期間満了時期：2030. 3. 31

開示判断：開示

品 名	定期の健康診断
	<p>るものとする。</p> <p>h) 役務履行場所の設営は、契約の相手方が実施するものとする。</p> <p>i) 役務履行場所の設営に当たっては、受検者のプライバシーへの配慮（問診や心電図検査の場所における衝立、カーテン等の設置など）を実施するものとする。</p> <p>j) 健康診断実施時間中は、契約の相手方において受付責任者及び案内係を配置し、受検者への案内、誘導等を行うものとする。</p> <p>k) 契約の相手方は、検査に起因し、体調不良を訴える等の不測の事態が発生した場合は、速やかに対処し、官側に報告するものとする。</p> <p>l) 役務履行に伴い発生する廃棄物は、適正な手続きにより、契約の相手方が責任を持って処分し、その費用は、契約の相手方が負担するものとする。</p> <p>m) 契約の相手方は、役務履行場所の現場責任者を選任し、役務履行中の安全衛生管理に留意するとともに、事故が起こらないよう十分注意した上、実施に関する現場の指揮監督等、業務全般の責任を負うものとする。</p> <p>n) 検査結果判明後、緊急に精密検査又は治療を必要とする異常所見が認められた受検者があった場合は、適宜、報告書及び当該異常所見に係る受検者の健康診断結果資料により、速やかに官側担当者に報告するものとする。</p> <p>o) 検査結果は、個人用として作成（任意様式）するとともに、健康調査票（問診票等）及び心電図表の写しとともに、検査終了後、3週間以内に官側担当者へ送付する。</p> <p>p) 契約の相手方は、個人用とは別に、官側が別に示す検査結果データ（c s vファイル、画像データ等）を作成し、官側担当者に送付する。</p>
	<p><b>3 監督・検査</b></p>
	<p>監督・検査は、契約担当官の定める監督・検査事務処理要領により、役務完了検査を実施する。</p>
	<p><b>4 個人情報の取り扱い</b></p>
	<p>契約の相手方は、個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。</p>
	<p><b>5 秘密保全</b></p>
	<p>a) 契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。</p>
	<p>b) 契約の相手方は、新田原基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。</p>
	<p>c) 契約の相手方は、新田原基地内における写真及び動画撮影については、役務履行に必要な場合のみとし、監督官及び検査官（以下“監督官等”という。）の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては、監督官等へ提出後に完全に消去し、保持しないものとする。</p>
	<p>d) 契約の相手方は、役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後に該当データを保存する必要がある場合は、労働基準法に定められた期間とする。</p>
	<p><b>6 新田原基地内共通事項</b></p>
	<p>a) 契約の相手方は、新田原基地において、基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。細部は、監督官等の指示に従わなければならない。</p>

品 名	定期の健康診断
	<p>b) 契約の相手方は、新田原基地への立ち入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、新田原基地司令の許可を受けるものとする。</p> <p>c) 契約の相手方は、新田原基地内において役務履行で必要な場所以外への立ち入りは行わないほか、細部は、監督官等の指示に従うものとする。</p> <p>d) 基地へ入門する車両にドライブレコーダーを搭載している場合、入門前にドライブレコーダーの電源を切り、機能の無効化処置を実施するものとする。          なお、ドライブレコーダー機能の無効化処置の履行状況については、検査官に確認を受けるものとする。</p>
	<p><b>7 その他</b></p> <p>本仕様書及びその他契約の履行において疑義等が生じた場合は、速やかに契約担当官に通知し、協議するものとする。</p>

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調達要求番号	単M10
	調達要求年月日	令和7年4月21日
	作 成 部 課	衛生隊
	作 成 年 月 日	令和7年3月27日
品名又は件名	定期の健康診断	
仕 様 書 番 号	5空団LPS-M00011-1	

指定事項

2.2 実施項目

項目	規格	単位	予定数量
身体計測	問診、身長、体重、BMI、腹囲、視力	件	1500
尿検査	蛋白、糖、潜血	〃	1500
血算検査	白血球数、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット、血小板	〃	1300
生化学検査	TG、LDL、HDL、UA、BUN、CRE、GLU、AST、ALT、 $\gamma$ -GTP	〃	1300
血圧測定		〃	1300
心電図	12誘導	〃	1300
採血料	採血行為1回につき	〃	1300
乳がん検診	問診及び乳房X線検査（マンモグラフィ2方向）	〃	70

分類番号：E-10-124

保存期間：5年

保存期間満了時期：2030.3.31

作成年度：2024年度

枚 数：1枚

開示判断：開示

# 委任状

令和7年5月14日

契約担当官  
航空自衛隊第5航空団  
会計隊長 越智 靖彦 殿

(委任者)  
住 所

会 社 名

代 表 者

私は、下記の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

- 1 件名 定期の健康診断1, 500件 外7件
- 2 履行場所 航空自衛隊新田原基地

(代理人)  
住 所

氏 名